

一般社団法人日本歯科審美学会 監事選出内規

第1条 監事の選出方法について、役員選任規程第9条に基づき、本内規を定める。

第2条 理事長は、2名を監事候補者として常任理事会において協議の上選出し、選挙管理委員会に報告する。

第3条 選挙管理委員会は、前条において報告された監事候補者2名について、定款等諸規定に照らして、監事資格を有することを確認する。有することを確認したのち、理事会にて選挙を行う告示をする。告示は本会ホームページにて行う。

第4条 理事会は、監事を選出するため、直接投票による選挙を行う。

第5条 本内規第4条に基づく選挙の選挙権有権者を選挙の行われる理事会への出席理事とし、選挙管理委員会の管理のもと、別に定める「選挙に関する申し合わせ」に基づき実施する。

第6条 前条における選挙結果は、選挙が実施された理事会の決議として、社員総会において承認を得る

第7条 この内規を改廃する場合は、規則検討委員会での協議のうえ、常任理事会、および理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この内規は、2018年6月3日（社員総会の日）から施行する。